

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事】

## 改正内容

- ① 建設業法の改正により、監理技術者に関し、これを補佐する者（監理技術者補佐）を配置する場合は、特例監理技術者として2現場まで監理技術者の兼任が認められることになったため、技術提案作成要領の記載および落札者決定基準における評価内容について必要な見直しを実施。
- ② 申告点数の申告方法については、これまで入札時に「申告点数表」を公共工事等電子入札システム上に添付する方法で提出を受けていたものを、同システムに申告点数を入力する方式に改めることを受け、事務手引きを改正。
- ③ 総合評価項目「継続教育（CPD）の取り組み」について、令和2年6月より運用してきた緩和措置を廃止し、従前の運用に戻す。

### ○適用

令和3年6月1日以降の公告分から適用